

税納期一覧

科目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税		全期										
固定資産税	1期 (全期)			2期					3期		4期	
個人市・県民税※ (普通徴収)			1期 (全期)		2期		3期		4期			

納付期限は毎月月末。ただし12月は、25日が納付期限(当日が休日の場合は翌営業日)

※給与から天引きされる方(特別徴収)は、6月から翌年5月までの毎月となります。65歳以上の年金受給者の年金所得に対して課税される個人市・県民税は、4月から翌年2月までの年金支払月に年金から天引き(特別徴収)されます。

▶ 納期限までに納められないときは

市税には負担の公平を保つために、定められた納期限までに納税がない場合は延滞金が加算され、納税が遅くなるほど延滞金がかさみ負担が大きくなります。市税を納期限までに納められなくなった場合は、速やかに納税課まで相談にお越しください。
国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料についても同様です。

税関係証明書

▶ 納税・納付証明

①証明書の交付申請の際には、窓口に来られた人の本人確認をしますので、本人が確認できるものをお持ちください。

- 顔写真付き…マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどのうちから1点
- 顔写真なし…健康保険証、年金手帳などのうちから2点

②代理人の場合は委任状(必要者本人の委任を証明する書類または代理権限を証明する書類)が必要です。

※ただし、必要者と同一世帯の人が代理人である場合は、委任状は不要です。

③軽自動車の継続検査(車検)用の納税証明書の交付申請の場合は、自動車検査証(写し可)が必要です。

証明の種類	手数料	内容	担当課
所得・課税証明	300円	課税額および所得の種類・所得控除額などの証明	税務課
公課証明(土地・家屋)	300円	物件ごとの課税標準額および税相当額の証明	
評価証明(土地・家屋)	300円	物件ごとの評価額の証明	
住宅用家屋証明	1,300円	登録免許税が軽減されるための要件を満たす家屋であることの証明	
納税・納付証明	300円	納付すべき額・納付済額・未納額の証明	納税課
軽自動車税納税証明	無料	軽自動車の継続検査(車検)用の納税証明	

口座振替

市税や各種保険料などは、金融機関の口座から自動振替で納めることができます。口座振替を利用すれば、納期ごとに金融機関に行かなくても、自動的に登録した口座から振り替えられます。

▶ 口座振替のできるもの

科目	担当課
市県民税(普通徴収)	納税課
固定資産税	
軽自動車税	
国民健康保険料(普通徴収)	
介護保険料(普通徴収)	高齢者福祉課
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	保険健康課
保育料	福祉課
住宅使用料	建築住宅課
住宅新築資金	人権啓発課

▶ 取扱金融機関(順不同)

えひめ南農業協同組合、伊予銀行、愛媛銀行、香川銀行、宇和島信用金庫、四国銀行、高知銀行、四国労働金庫、愛媛県信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行

▶ 申込方法

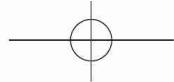
取扱金融機関の窓口に申込書がありますので、①通帳・②通帳印・③納税通知書などを持参して手続きしてください。

▶ 注意

残高不足などで振替ができなかった場合は、再振替しませんので、振替日までに残高の確認をお願いします。



税
・
保
險
・
年
金



国民健康保険

«国保制度に関すること»

保険健康課保険業務係 ☎ 49-7020(届出等は市民課)
 吉田支所市民保険係 ☎ 49-7093
 三間支所市民保険係 ☎ 49-7099
 津島支所市民保険係 ☎ 49-7056

※得喪手続は…市民課 ☎ 49-7012 各支所市民保険係

«保険料に関すること»

税務課市民税係 ☎ 24-1111(内線2522)
 吉田支所税務係 ☎ 49-7094
 三間支所税務係 ☎ 49-7100
 津島支所税務係 ☎ 49-7057

病気やけがのとき、安心して医療が受けられるよう、加入者が普段から保険料を出し合ってお互いに助け合う制度です。

国民健康保険では、加入者が医療費の一部を負担するだけで、病院やけがの治療を受けることができます。

市内に住んでいる人で、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人と生活保護を受けている人以外は、必ず加入してください。

►こんなときは届出を(14日以内に)

こんなとき		届出に必要なもの(※)
加入	転入した	・他市町村の転出証明書 ④印かん
	職場の健康保険をやめた 職場の健康保険の被扶養者でなくなった	・職場の健康保険をやめた証明書(健康保険喪失証明書) ④印かん
	子どもが生まれた	・母子健康手帳 ④印かん
	生活保護を受けなくなった	・生活保護廃止決定通知書 ④印かん
脱退	転出する	・保険証 ④印かん
	職場の健康保険に加入した 職場の健康保険の被扶養者になった	・国保と職場の健康保険の保険証(後者が未交付の場合は加入を証明するもの) ④印かん
	被保険者が死亡した	・保険証 ④死亡を証明するもの ④印かん
	生活保護を受けるようになった	・保険証 ④生活保護開始決定通知書 ④印かん
その他	住所・世帯主・氏名が変わった	・保険証 ④印かん
	世帯を分ける、一緒にする	・保険証 ④印かん
	修学のため、家族と離れて別の住所に住む	・保険証 ④在学証明書 ④印かん

- ▶ 本人確認書類とマイナンバーがわかるものが必要です
- ▶ 本人確認書類は、免許証、パスポートなどの顔写真がある公的書類の場合は1点、顔写真がないものについては2点必要です
- ▶ 別世帯の方が窓口に来るときは、任意代理人の方は委任状を、法定代理人の方は戸籍謄本などその資格を証明する書類が必要です

►交通事故などで受診した場合

交通事故やけんかなど第三者の加害行為で受診した場合、保険者へ「第三者行為による傷病届」の届出を行えば、国民健康保険を使って治療を受けられることができます。この場合、国民健康保険から医療機関へ治療費の7割～9割を支払い、被害者に代わって、国民健康保険が加害者へ請求します。ただし、加害者から直接治療費などを受け取っている場合は、国民健康保険は使えません。

第三者行為による治療を受けたり、相手方と示談を行つたりする際は必ず(保険健康課・各支所市民保険係に)ご連絡ください。

►限度額適用・標準負担額減額認定証

国民健康保険に加入する70歳未満の人や、70歳～74歳の住民税非課税世帯の人が高額な医療を受ける場合、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に提示すれば、1つの医療機関での1ヶ月ごとの支払額(保険診療分)が、高額療養費の自己負担限度額までになります。(食事代や保険適用外の差額ベッド代、室料などは別途負担)

70歳～74歳の現役並み所得者と一般の人は、保険証を医療機関に提示すれば、自己負担限度額までの支払いとなるため、「限度額適用認定証」の申請は必要ありません。

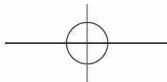
*自己負担限度額は、年齢や所得などにより異なります。詳しくは(保険健康課・各支所市民保険係に)お問い合わせください

►はり・きゅう施術費を助成します

保険健康課 ☎ 49-7020

1ヶ月に10回を限度に、市指定はり・きゅう施術機関での施術に対して1術770円、2術840円の助成を行います。

対象 宇和島市国民健康保険の被保険者



▶受けられる給付

高額療養費

病気やけがなどで医療機関などにかかり、医療費を一定額以上負担したときは、自己負担限度額を超えた分が申請により払い戻されます。医療機関などにかかった月から2カ月以降に通知が来ます。

※手続きには医療機関の領収書が必要です

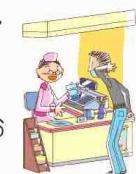
※自己負担限度額は、年齢や所得などにより異なります。詳しくは保険健康課・各支所市民保険係にお問い合わせください



療養費

次のような場合は、いったん全額自己負担ですが、申請して認められれば一部負担金を除いた額が支給されます。

- ・緊急のときなどやむを得ない事情で、保険証を持たずに医療機関を受診したとき
- ・医師が必要と認めてコルセットなどの治療用装具を購入したとき
- ・国民健康保険を扱っていない柔道整復師の施術代(骨折・脱臼・捻挫など)
- ・輸血のための生血代(病院で購入した場合)
- ・医師が必要と認めて指示した、はり・きゅう・マッサージ代
- ・海外渡航中に急病で医療機関にかかったとき



※詳しくは保険健康課・各支所市民保険係にお問い合わせください

出産育児一時金

出産したときに支給されます。妊娠85日以上であれば、死産・流産でも支給。原則、出産費用は国民健康保険から医療機関に直接支払います。

※他の医療保険から出産育児一時金が支給される人は、国民健康保険からは支給されません

※詳しくは保険健康課・各支所市民保険係にお問い合わせください



葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に支給されます。



国民健康保険料

▶保険料

国民健康保険料は、国民健康保険事業を行うための保険料です。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に分けられます。ただし、いずれも所得割、資産割、世帯別平等割、被保険者均等割の計算によって算出され世帯主に賦課されます。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

▶軽減制度

所得の低い人の負担を少なくするため、世帯の所得に応じた、軽減制度があります。

軽減適用世帯に対し、世帯別平等割額、被保険者均等割額を軽減します。

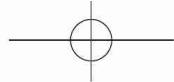
ただし、申告のない世帯は、軽減を受けることはできないので、必ず申告をしてください。

税・保険・年金

市内の風景



市内の風景



▶ 非自発的離職者に対する保険料の軽減措置

次の条件を全て満たす方については、国民保険料が軽減されます。

1. 異職(失業時点)で65歳未満の方
 2. 雇用保険受給資格証の離職理由が11、12、21、22、31、32または、23、33、34の方
手続には雇用保険受給資格証が必要です。(離職票では手続ができません。)
- 届出先は、保険健康課、各支所市民保険係です。
詳しくは保険健康課にお問い合わせください。

後期高齢者医療制度

保険健康課 ☎ 24-1111(内線2181・2121) 吉田支所 市民保険係 ☎ 49-7093 三間支所 市民保険係 ☎ 49-7099 津島支所 市民保険係 ☎ 49-7056

後期高齢者医療制度は、おもに75歳以上の医療費を国民全体で支える独立した医療保険制度です。

▶ 加入する人

75歳以上の人や一定の障がいがある65歳以上で、申請により広域連合の認定を受けた人(生活保護受給者を除く)。75歳の誕生日以降は、それまで医療を受けていた国民健康保険、健康保険組合、共済組合などから脱退して、後期高齢者医療制度に移り、「後期高齢者医療被保険者証」が一人に1枚交付されます。
※75歳になったことによる加入届出は不要です。

▶ 保険料

被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額で、被保険者一人一人に対して賦課されます。



税
保
険
年
金

振替口座の登録

□ 口座振替であれば、保険料の納付の手間が省け、納付忘れがなく便利です。

※後期高齢者医療保険料として新たに「宇和島市税等口座振替依頼書」の届出が必要です。直接金融機関へ提出してください

保険料の納付時期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
	仮徴収						本徴収					

7月に年間の保険料額が決定します。

▶ 普通徴収の場合…8月から徴収開始

▶ 特別徴収の場合…保険料が決定するまで(1期～3期)は、前年度の2月に天引きされた額と同額が天引き。

決定後、年間保険料額から仮徴収分を引いた額が残りの三期に分けて天引き。

▶ 医療を受けるときの負担額(一部負担金)

医療機関で医療を受けたときに窓口で支払う費用は、医療費の1割です。ただし、現役の所得者(同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の人)は3割です。

※申請をして認定を受けると、1割負担になる場合があります

▶ 医療費が高額になったとき(高額療養費)

1カ月の医療費が高額になったときは、後日、所得に応じて、自己負担限度額を超えた分が支給されます。(愛媛県後期高齢者医療広域連合から支給)

▶ 入院時の食事代

入院したときは、食費の標準負担額を自己負担します。

▶ 限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に提示することで、医療費の負担限度額や入院時の食事代が減額されます。該当する人は、保険健康課窓口で認定証の交付を申請してください。(認定証を提示しないと減額されません)

認定証は申請した月の初日から有効です。

今まで加入していた保険で認定証の交付を受けていた場合も、新たに愛媛県の後期高齢者医療制度に加入した場合は、改めて申請が必要です。

▶ 保険料の納め方

年金受給額などによって、「特別徴収(年金からの支払い)」と「普通徴収」の2通りに分かれます。

保険料は、年金から天引きされる「特別徴収」での納付が原則です。

年金受給額などによっては納付書または口座振替による「普通徴収」で納付します。

以下の条件に該当する人は、年6回の年金支給月にその年金から天引きされます。

- ・天引き対象となる年金が年額18万円以上
- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が天引き対象となる年金額の2分の1を超えない

この条件に該当しても、新たに被保険者となる人や転入した人・前年度保険料が還付になった人は、普通徴収となる期間があります。

振替口座の登録

□ 口座振替であれば、保険料の納付の手間が省け、納付忘れがなく便利です。

※後期高齢者医療保険料として新たに「宇和島市税等口座振替依頼書」の届出が必要です。直接金融機関へ提出してください

保険料の納付時期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
	仮徴収						本徴収					

▶ 高額医療・高額介護合算制度

後期高齢者医療制度と介護保険の両方に自己負担がある世帯で、1年間(毎年8月～翌年7月末)の自己負担額の合算額が高額になるときは、申請すれば、自己負担限度額を超える額が支給されます。

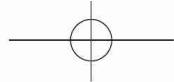
「医療費」、「食事の標準負担額」および「高額医療・高額介護合算制度」の所得区分に応じた自己負担限度額については、毎年、被保険者証更新時にお渡しする「後期高齢者医療制度のご案内」をご覧ください。

▶ 被保険者が死亡したとき(葬祭費の支給)

葬祭を行った人(喪主)に、葬祭費として2万円を支給します。

申請に必要なもの

- ・保険証
- ・喪主の名前が確認できるもの(会葬御礼のはがきなど)
- ・印かん(喪主認め印で、シャチハタを除く)
- ・喪主の通帳など振込口座がわかるもの
- ・喪主の本人確認書類(住所が宇和島市外の場合、親族でない場合)



△こんなときは届出を

こんなとき		届出に必要なもの
加入	転入した	・印かん ・負担区分証明(県外から転入する場合)
	一定の障がいのある人が65歳になった、または一定の障がいがある状態となり認定を希望する(65歳～74歳)	・国民年金証書 ・各種手帳(身体障害者・療育・精神障害者保健福祉)など障がいの程度が確認できる書類 ・印かん
	生活保護を受けなくなった	・生活保護廃止決定通知書 ・印かん
脱退	転出する	・保険証 ・印かん ・限度額適用・標準負担額減額認定証(認定者) ・特定疾病療養受領証(認定者)
	広域連合による障害認定を撤回する(65歳～74歳)	・保険証 ・印かん ・限度額適用・標準負担額減額認定証(認定者) ・特定疾病療養受領証(認定者)
	生活保護を受けるようになった	・保険証 ・生活保護開始決定通知書 ・印かん
その他	被保険者が死亡した	・保険証 ・葬祭執行者の預金通帳 ・印かん ・喪主の本人確認書類(住所が宇和島市外の場合、親族でない場合)
	住所・世帯主・氏名が変わった	・保険証 ・印かん ・限度額適用・標準負担額減額認定証(認定者) ・特定疾病療養受領証(認定者)
	世帯を分ける、一緒にする	・保険証 ・印かん ・限度額適用・標準負担額減額認定証(認定者) ・特定疾病療養受領証(認定者)
	自己負担割合が3割で収入額が一定の基準額に満たない	・対象者の収入状況のわかるもの ・印かん
	住民税非課税世帯で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を受ける	・保険証 ・印かん
	「限度額適用・標準負担額減額認定証」を受けた低所得者Ⅱの人が、認定を受けてからの入院日数が過去1年間で91日以上となった(長期入院該当)	・病院などが発行する入院期間がわかる領収書など ・保険証 ・印かん ・限度額適用・標準負担額減額認定証(すでに渡しているもの)
	人工透析を必要とする慢性腎不全・血友病などの治療を受ける	・医師の意見書 ・保険証 ・印かん
保険証などを紛失したり、汚れて使えなくなった		・本人確認書類 ・使えなくなった保険証 ・印かん

- 手続きの際は、本人確認書類とマイナンバーがわかるものが必要です
- 本人確認書類は、免許証、パスポートなどの顔写真がある公的書類の場合は1点、顔写真がないものについては2点必要です
- 申請・届出を被保険者本人、法定代理人以外の人が行う場合、委任状が必要です



国民年金

宇和島年金事務所 ☎ 22-5440 市民課 国民年金係 ☎ 24-1111(内線2133) 吉田支所 市民保険係 ☎ 49-7093
三間支所 市民保険係 ☎ 49-7099 津島支所 市民保険係 ☎ 49-7056

国民年金は老後の暮らしや、働き手を亡くしたり、けがや病気で障がい者になったりした場合の生活を安定させるためのもので、国が運営している制度です。

▶ 国民年金加入者

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
 ●自営業者 ●自由業者 ●農林漁業従事者 ●学生 (20~60歳未満)	 厚生年金に加入している人 ●会社員 ●公務員 (20~60歳未満)	 第2号被保険者の被扶養配偶者 ●会社員の妻 ●公務員の妻 (20~60歳未満)

第1号被保険者の保険料の納め方

保険料は、日本年金機構から送られて来る納付書で、銀行や郵便局、コンビニエンスストア、農協・漁協などで納めてください。口座振替は割引もありお得で便利です。クレジットによる納付も可能です。

任意保険加入者

次の場合は希望により加入することができます。

- ・外国に住む20歳以上65歳未満の日本人
- ・60歳以上65歳未満の国内在住者で受給資格期間が不足している人

▶ 国民年金の給付の種類

老齢基礎年金	保険料を納めた期間(免除期間を含む)が10年以上(最大40年)ある人が、原則65歳から受ける年金
障害基礎年金	被保険者期間の3分の2以上保険料を納めているなど、一定の条件に該当し、病気やけがなどで重い障害があるときに受ける年金
遺族基礎年金	被保険者期間の3分の2以上保険料を納めているなど、一定の条件に該当する人が死亡したとき、残された子を持つ配偶者か子が受ける年金
寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格のある夫が年金を受けずに死亡したとき、死亡時まで引き続き10年以上婚姻関係にあった妻が60歳~65歳の間に受ける年金
死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、年金を受けずに死亡したとき、遺族が受ける一時金
脱退一時金	第1号被保険者として保険料を6ヶ月以上納付した外国人で、老齢基礎年金などの受給権を有したことがない場合に受ける一時金。出国後2年以内に請求を行えば、支給されます。

▶ こんなときは届出を

こんなとき	手続きに必要なもの
会社などに勤めていない人や学生が20歳になったとき	• 学生証(学生の場合) • 印かん • マイナンバーのわかるもの • 免許証等(身元確認のできるもの)
60歳になる前に会社などを退職したとき	• 年金手帳 • 離職票など(退職の証明ができるもの) • 印かん • マイナンバーのわかるもの • 免許証等(身元確認のできるもの)
第3号被保険者の人は配偶者が退職したときや、被扶養配偶者でなくなったとき	• 年金手帳 • 離職票または資格喪失証明書 • 印かん • マイナンバーのわかるもの • 免許証等(身元確認のできるもの)

▶ 国民年金保険料

第1号被保険者は、国民年金保険料を日本年金機構が発行する納付書で直接納付するか、口座振替などで納めます。保険料をまとめて納めることで割引を受けられる前納制度があります。また、納めた保険料は全額、社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料に関する届出

こんなとき	相談窓口
口座振替・クレジットカードで納付したい	口座振替…金融機関、年金事務所・市役所/クレジットカード…年金事務所・市役所
口座振替・クレジットカード納付をやめたい	口座振替…金融機関、年金事務所・市役所/クレジットカード…年金事務所・市役所
納付書を紛失した	年金事務所・市役所

保険料が未納の状態で、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

保険料の免除・猶予制度があります

まずは申請を

免除制度

経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、納付が免除されます。申請して、その世帯構成員(世帯主、被保険者、配偶者)それぞれの所得額(収入)が基準額内であれば、保険料の全額か一部(半額・3/4・1/4)が免除されます。

手続きに必要なもの

- ・年金手帳、印かん
- ・学生…学生証か在学証明書
- ・退職したとき…離職票か雇用保険受給資格者証
- ・マイナンバーのわかるもの
- ・免許証等(身元確認のできるもの)

学生納付特例制度

学生は、学生納付特例が承認された期間の保険料を後で納めることができます。

納付猶予制度

50歳未満の人は、保険料の納付を猶予する制度があります。

届出先

市民課・各支所市民保険係、年金事務所